

基礎から学ぶ商法

小柿徳武 = 伊藤吉洋 = 原 弘明 = 島田志帆

担当編集から みなさんは「商法」にどんな印象をもっているでしょうか。民法や刑法と違ってどういう場面で機能するのかイメージがわきにくいこともあり、ひよっとすると苦手と感じている人もいらっしゃるかもしれません。そんな人にも手に取っていただきたいのがこの「基礎から学ぶ商法」です。

本書は「世の中から商法嫌いを少しでも減らしたい」という思いのもと、4人の著者が力を合わせて作り上げた商法分野の入門書になります。会社法、商法総則・商行為、手形法・小切手法など商法のほぼ全ての分野を1冊で学べるようコンパクトに盛り込んでいます。豊富なチャートやイメージしやすい設例（下記紙面参照）などを駆使し、誰でも興味をもって読み進めていただけるよう随所に工夫を凝らしました。

商法分野の全体像を把握するための初めの1冊として、ぜひ本書をお役立てください！（I・F）

基礎から
学ぶ商法

小柿徳武
伊藤吉洋
原 弘明
島田志帆

Basics of Japanese Commercial Law

シンプルな記述と豊富な図表で「商法ってなんだ？」を解消する入門書。

会社法、総則・商行為法、
手形法の基礎をこの1冊で！

これまで商法に縁のなかった人でも大丈夫。
ここから商法について一緒に学んでいこう！



レベル	-用途-	対象
初級	学習	学部 LS 一般

2022年5月発売／410頁／定価3080円（税込）
四六判／並製

Point 実際に商法などがどのように使われるのかイメージしやすくすることを心掛けました。

【承認を受けなければならない取引②（間接取引）】

Case 3-18

甲社（代表取締役A）の取締役Bは、生活資金が必要となったので、B個人として乙銀行から金銭の貸付を受けるために（Bが乙銀行との間で金銭消費貸借契約を締結するために）、乙銀行の店舗に赴いた。ところが、乙銀行の貸付担当者から、貸付を受けたいならば、この貸付に対する保証をしてくれる誰かを探してください、と言われた。そこで、Bは、甲社がこの貸付に対する保証をしてくれるよう（甲社が乙銀行との間で保証契約を締結してくれるよう）Aに対してお願いした。この保証についてBは何か手続を踏むことが必要なのだろうか。

↓

Chart 3-22 | 間接取引

Case 3-18 のAが甲社を代表して乙銀行との間で保証契約を締結したらどうなるだろうか。甲社が保証契約を締結してくれば、貸付を受け

ることができ、それを生活に充てることができるという利益がBにもたらされることになる（取締役Bの利益）。ところが、Bが乙銀行に対して貸付金を返済できないときは、とりえず甲社がBの代わりに乙銀行に対して貸付金を返済（保証債務を履行）しなければならなくなる。実際に甲社が乙銀行に対して返済した場合、甲社はBに対してその返済額を返してくれるよう請求すること（求償）はできる（民446条1項、459条）。もっとも、Bが求償に応じなければ（応じることができなければ）、乙銀行に対する返済額などに相当する甲社の費用は増加することになってしまう（甲社の不利益）。つまり、この保証契約が締結されれば、甲社の利益が犠牲にされBの利益が図られることになるのである（Chart 3-22 参照）。

そこで、会社法は、このような取引も利益相反取引の1つとして制限している。具体的にいえば、このような取引は「株式会社が取締役の債務を保証する」取引にあたり、乙銀行のような取締役以外の者との間において甲社のような株式会社とBのような取締役との利益が相反する取引（会356条1項3号。この取引を間接取引という）であると定めている（同項4号、365条）。

その他、会社が取締役の債務を引き継ぐ場合（最大判昭和43・12・25民集22巻13号3511頁【会社法百選56事件】）や、取締役の債務について会社が担保を提供する場合（東京地判昭和50・9・11金法785号36頁）も同様である。

【承認を受けずに取引をしたら任務懈怠責任を負う】

利益相反取引につき取締役会の承認を受けなければ、取締役は、法令（会356条1項2号・3号、365条1項）に違反したとしてその任務を懈怠した、ということもなる（Chart 3-14、第5節4参照）。したがって、任務懈怠責任を負う可能性があるから、実際に責任を負われることをお

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

